

日吉津村農業委員会 9月 臨時総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月25日(火)午後1時30分から午後2時14分

2. 場所 日吉津村役場2階 第1会議室

3. 出席者 委員 9人

会長	10番	齋下	博三
委員	1番	川原	邦建
	2番	加藤	達郎
	4番	三嶋	真樹
	5番	安達	哲也
	6番	立脇	賢二
	7番	山崎	博
	8番	上野	秀雄
	9番	長谷	昭宏

農業委員会事務局職員 事務局長 益田 英則
事務局 齋古 直樹
増本 唯史

4. 欠席者 3番 兼本 修二

5. 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	議案第28号 特定農地の貸付けの承認について(保留分)
日程第 3	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について(保留分)
日程第 4	その他

6. 会議の概要

局長 ただいまから平成30年9月、日吉津村農業委員会臨時総会を開会いたします。出席委員は在任委員10名中9名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、兼本委員からは欠席届が提出されています。
それでは、会長より開会の挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、本日は臨時総会にお集まりいただきありがとうございます。今回は特別な事情があり、臨時総会を開催させていただきます。中身は、月例総会と同じです。スムーズな進行をお願いいたします。それでは早速ですが、日程に入らせていただきます。

日程第1、会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。今月は7番・山崎委員さん8番・上野委員さんをお願いいたします。

議長 日程第2、議案第28号、特定農地の貸付けの承認について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 議案第 28 号、特定農地の貸付の承認について説明]

- 議長 議案第 28 号、特定農地の貸付の承認につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。
前回の山崎委員の質問で、既存の観光農園の対応についてはどうか。
- 局長 観光農園につきましては、除草の実施。残りの圃場も募集を実施いたします。
- 山崎委員 前回より見直した所を簡潔に説明して下さい。
- 事務局 前回、保留ということでしたので、引き続き審議をいただくという事で同じ資料です。
- 山崎委員 前回、我々が意見を出したことについて、見直しはないのか。
前回の審議が無駄ではないか。
- 局長 資料の修正はございません。引き続き、同じ資料で審議をいただきたい。
- 山崎委員 何の審議をするのか。前回、あれほど審議したではないか。
この計画は、来年から何年までの計画か。
- 立協委員 根本的なところは意見を言っても動かない。それをきちんと説明することが必要。
この審議は、根本的なことではなく、中身をみて審議してほしいと理解している。
- 局長 村から出されましたこの申請は、ご意見を色々いただく中で、修正が必要という事になれば、村に伝えて修正なりをしていかなければいけないと考えております。
- 山崎委員 前回に総会以後、どのような審議をしたのか。これは何年まで行う計画か。
- 局長 終期の設定はありません。
- 山崎委員 村民は経過を分かっていない。村民に合わせる顔が無い。
- 上野委員 決を採りましょう。
- 川原委員 農園のニーズがあるわけじゃないので、別の利用方法を考えなければならない。
- 山崎委員 用地取得は良いが、利用計画がなっていない。我々が言いたいのは利用計画だ。
- 議長 会長としてコメントさせていただきます。
取得費は高いという事は承知している。村の所有とするには、農園等 3 つの

方法しかない。用地取得については議会の議決が必要。営農については既存の観光農園をきれいにして募集をかける。農園については、入植がなければ計画変更もあり得る。

よって、とりあえず村の名義にすることが先決。

山崎委員 個人が農地取得する場合、営農計画が必要になる。この計画は大失敗の計画。

川原委員 前回の意見が無駄になっている。非常に残念だ。

山崎委員 前回、休憩等の小屋設置の意見が出たが、その論議はしたのか。

局長 農業委員会で賛同が得られれば当初案に修正を加えるということになりました。

それぞれについては、大枠は変えられませんが、内容について、農業委員さん方が有効な改善案を吟味していただいて、それを修正して修正案とさせていただくことも可能です。

山崎委員 既存の観光農園と新設の農園についてスケジュール的なことを教えて下さい。

局長 既存の観光農園の草刈を10月に実施。募集は早いうちに行いたい、11月には実施したい。

募集方法は、村報なり折り込みで実施。

山崎委員 面積・利用料が違うが、利用料の調整はどうするのか。

局長 今のところ、変更はありません。

山崎委員 新設の農園のスケジュールは。

事務局 オープンは来年4月予定です。

安達委員 登記後に利用計画を議論したらどうか。

山崎委員 既存の観光農園設置時、基盤整備をしたのはいつか。

事務局 平成10年完了です。

上野委員 入植者は村内限定だと入植者は無い。JAは制限枠が無い。

議長 既存観光農園の応募の様子を見て、新設農園の利用計画の変更有を前提として、採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕（8名中7名）

議長 承認されました。ありがとうございました。
次の日程に移らせていただきます。

議長 日程第 3、議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明〕

議長 議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

立協委員 前回の説明では、協力者(作業をしていただく人)を探しているという事であったが、現在の状況はどうか。農業委員会に対して協力要請はしたのか。

事務局 審議案件であり、事前の協力要請はないですが、今後、要請の予定です。他に、打診をしている方はあります。

立協委員 返事かどうか。

事務局 田も畑も感触としては出来ないという事ではないですが、一人では出来ないという事です。

山崎委員 いも農園にポンプ計画があるが、必要ないではないか。

議長 それでは採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございます。

議長 次の日程に移らせていただきます。

議長 日程第 4、その他について

立協委員 農地パトロールの結果を早期に。

事務局 10 月の総会でお示しいたします。

議長 他に無いようですので、以上で臨時総会を終了いたします。

閉会時刻 午後 2 時 14 分